［削る］

（審査及び免許の付与）

第十九条　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

［一～四　略］

［2　略］

（相続等における免許の承継の届出）

第二十条の二　法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した届出書に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　略］

二　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

2　前項の届出書の様式は、別表第五号のとおりとする。

3　相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、第一項の届出書に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

4　前三項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

（免許の承継の申請）

第二十条の三　法第二十条第二項、第四項（分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項（合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。）（法第二十条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一～五　略］

六　承継に係る無線局の識別信号（包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許通知書の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

［2　略］

3　前二項の申請書の様式は、別表第五号のとおりとする。

［4　略］

（工事設計書等の提出の省略等）

第十八条の二　無線局の再免許の申請をしようとする場合であつて、免許の有効期間中において再免許の申請の時までに、当該無線局の無線設備の工事設計の内容に変更がなかつたとき又はその内容に変更があつた場合において第四条第二項の表に掲げる区分に従い全部の事項について記載した工事設計書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）を当該変更の許可の申請若しくは届出に際し提出したときは、前条の規定により再免許申請書に添付すべき工事設計書の提出（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、工事設計に係る部分の記載）を省略することができる。この場合においては、再免許申請書に添付する無線局事項書（船上通信局、特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局については、無線局事項書及び工事設計書）にその旨を記載しなければならない。

（審査及び免許の附与）

第十九条　総務大臣又は総合通信局長は、法第七条の規定により再免許の申請を審査した結果、その申請が同条第一項各号又は第二項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、左に掲げる事項を指定して、無線局の免許を与える。

［一～四　同上］

［2　同上］

（相続等における免許の承継の届出）

第二十条の二　法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

［一　同上］

二　承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称

［新設］

2　相続人が二人以上ある場合において、その協議により、免許人の地位を承継すべき相続人を定めたときは、その者は、前項の書類に他の相続人がこれに同意した事実を証する書面を添付するものとする。

3　前二項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

（免許の承継の申請）

第二十条の三　［同上］

［一～五　同上］

六　承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

［2　同上］

3　前二項の申請書の様式は、別表第三号で定める。

［4　同上］